

事業性評価と知財金融について

金融庁

平成29年2月23日

平成25事務年度以降の対応

《従前の検査(モニタリング)手法》

資産査定中心の健全性評価

立入検査(オンサイト・モニタリング)における個別の資産査定を中心に金融機関の健全性を評価



金融機関の融資は、企業の財務データ、担保・保証に必要以上に依存する傾向



金融機関全体のリスク分析に基づく健全性評価

① 資産査定における金融機関の判断の尊重

- 25事務年度は、小口の資産査定について、金融機関の判断を極力尊重
- 26事務年度以降は、金融機関の健全性に影響を及ぼす大口与信以外の資産査定について、原則として金融機関の判断を尊重(金融モニタリング基本方針に明記)



借り手の事業内容等の適切な評価に基づく融資の促進

② 事業性評価に基づく融資の促進

- 25事務年度は、地域銀行が取引先企業の事業を適切に評価できているかについて個別事例に基づき銀行と議論
- 26事務年度以降は、地域銀行が事業を適切に評価し企業の活性化にいかに取り組んでいるかを検証し、銀行の態勢の強化を促進

事業性評価

- ✓ 企業を取り巻く市場、競争環境、企業の事業特性について、銀行が、どのように把握しているか、さらに、それらを踏まえ銀行としてどのような対応を採っているかなどを、当該企業が属する業界についての専門家からの知見も得つつ、銀行と議論。



